

令和2年度東京都税制調査会答申(案)の概要

I コロナ危機下の経済社会

1 未曾有の経済危機（1～6頁）

- 2020年4-6月期の我が国の実質GDPは、前期比で7.9%減、年率換算で28.1%減と、リーマンショック後の減少幅を大きく上回り、1955年以降最大の落ち込みとなる。影響の全体像は未だ不透明であり、本格的な経済回復には数年を要する恐れがある。
- ただし、コロナ禍においては、外出自粛や営業休止、テレワークによる在宅時間の増加などにより、電子商取引、スーパーなどが収益を伸ばす一方、観光、飲食などは大きく減少し、その影響は産業や業種によって大きく異なる。
- また、コロナ禍で最も経済的影響を受けやすいのは、非正規雇用労働者、中小企業・小規模企業者、フリーランスなど、相対的に所得水準が低い傾向にある人々であり、コロナ禍の状況が長引けば、所得・雇用の減少が更なる需要の減少、収益の悪化をもたらす負の連鎖を招きかねない。
- 国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、総額57兆円に上る第一次・第二次補正予算を打ち出し、都の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算総額は、1兆6千億円を超えた。感染拡大から収束に向けた複数のシナリオを想定しつつ、経済回復のタイミングも慎重に見極めながら、中長期的な視点で財源確保策を検討していくことが必要となる。

2 加速する社会変化（6～10頁）

- 感染症や自然災害が発生するリスクの高まりやコロナ禍で加速する様々な社会変化に鑑み、省庁や地方自治体の垣根を越え、適時、的確、円滑な給付等を可能とする制度やオンラインシステムの実現に向けて、これまで以上に思い切った行政のデジタルシフトが求められる。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済、教育、医療をはじめとする様々な分野で活動基盤のオンライン化、電子商取引やキャッシュレス決済の広がりなど、従来の暮らしや働き方が変容しつつある。
- このため、都市のあり方や人々のライフスタイルの変化を十分に踏まえ、テレワーク普及の促進やセーフティネットの整備など、税制面からも積極的な検討が求められる。

II 感染症対策と税制

1 新型コロナウイルス感染症対策における税制措置（11～20頁）

- 給付金の支給を決定する時点で、支援の必要な者と必要ない者を見極めるのは困難。緊急事態に一律給付を実施する場合は、収束した後、年末調整や確定申告の時に所得の状況に応じて税により調整を行う新たな仕組みを検討すべきである。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、新たな感染症の流行も見据え、我が国も給付付き税額控除の導入に向けた検討を始めるべきである。
- 厳しい経営環境の中で固定経費である家賃や固定資産税等の支払いは負担感が大きい。国は収益が減少した中小企業等に対し地方税の軽減措置をとったが、更なる減額措置などを講ずる場合も、国費で全ての自治体に全額補填するべきである。
- 入院患者の医療費及び都道府県が用意する宿泊施設での療養者の食費や滞在費などは公費負担である一方、やむを得ず自宅で療養する軽症者等が、感染を広げないため購入する日用品や備品などは自己負担である。公平性確保の観点から、こうした費用を所得控除又は税額控除の対象とすることも検討するべきである。
- コロナ禍により、前年度の所得をベースに課税する個人住民税の負担感が増していくと考えられる。ポストコロナを見据え、現年課税の具体化に向けた検討を加速させるべきである。
- テレワーク促進のため、国や都では各種助成や税額控除などの税制措置も講じている。将来にわたってテレワークを定着させるには、企業課税及び従業員の給与所得課税の両面において、テレワーク環境整備に要する費用の控除対象の拡大など、更なる税制優遇措置を検討するべきである。
- 国と地方が所得情報を正確かつリアルタイムに把握する基盤を構築することで、給付事業だけでなく、給付付き税額控除や個人住民税の現年課税の適正な運用が可能になる。また、税務手続の簡素化、税務システム等の標準化などに当たっては、利用者が恩恵を心から実感できるよう、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進することが重要である。

2 感染症対策における地方の役割を踏まえた税制（21～30頁）

- 現世代の責任として、将来世代の負担拡大を座視せず、収束後の中長期的な財政状況改善に向け、税制の観点からどのような枠組みが考えられるか検討するのは、緊急対策として税制措置を講ずるのと同様に重要である。
- 感染症対策には国境を越えた取組や、感染拡大時の社会経済活動への影響を最小化する備えが必要。感染症リスクが高まる中、感染症対策の財源となる税源を、各国が国際協調の下で模索していくことが求められている。
- 感染症対策は、感染拡大時のアドホックな対応で終わるべきではない。中長期的な視点で感染症に備える地域の体制を平時に整備しておくことが必要。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策のため新たに創設された、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の拡充・継続を積極的に検討するとともに、将来に向けては、感染症対策のための税源を諸外国における議論も参考に検討し、制度を再構築していくべきである。
- 所得課税については、累進構造や課税ベースの適正化、法人課税については租税特別措置の適切な見直しなどがまずは検討されるべきである。
- 現在、感染症対策の財源確保は世界共通の課題である。EU では、コロナ危機からの経済復興のための基金を創設し、その資金は加盟各国の共同債で調達する。償還財源の候補として、デジタル課税、国境炭素税、金融取引税等が検討されている。
- 国際協調には困難が予想されるが、例えば、為替取引への超低税率課税で一定規模の税収を見込める為替取引税の議論を進め、各国との合意形成の余地を探る意義は小さくない。また、OECD におけるデジタル課税の国際的合意形成が難しい場合に備え、我が国独自のデジタルサービス税(DST)導入の可能性についても模索すべき。国境炭素税も候補だが、国際的・国内的な合意形成が難しい場合は、国税の「地球温暖化対策のための税」(温対税)に感染症対策分の税率を上乗せすることも考えられる。
- これらの税収は適切な時期に特別会計化し、これを基に新型コロナウイルス感染症対策目的の特例国債を償還し、加えて、感染症への備えを強化するため、地域の検査・医療提供体制強化に向け継続的に地方に交付金を配分するとともに、世界の感染収束に向け感染症対策に取り組む国際機関等に資金を拠出することも検討するべきである。